

改正案	現行
<p>（発生に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第二条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第二号イに掲げる事実 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価格の百分の一に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>二 九（略）</p> <p>（子会社）</p> <p>第三条 令第二十八条第二号に規定する当該会社が支配する会社として大蔵省令で定めるものは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社とする。</p>	<p>（発生に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第二条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第二号イに掲げる事実 災害又は業務に起因する損害の額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価格の百分の一に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>二 九（略）</p> <p>（子会社及び親会社）</p> <p>第三条 令第二十八条第二号に規定する当該会社が支配する会社として大蔵省令で定めるもの及び令第二十九条第四号に規定する当該会社を支配する会社として大蔵省令で定めるものは、それぞれ財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社及び親会社とする。</p>

(議決権の過半数を實質的に所有している会社)

第三条の二 令第二十九条の二に規定する他の会社の議決権の過半数を實質的に所有している会社として大蔵省令で定めるものは、議決権のある株式又は出資の所有の名義が当該会社以外の名義であつても、当該会社が自己の計算において当該議決権のある株式又は出資の過半数を所有している会社とする。

(重要事実となる売上高の予想値等)

第四条 法百六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準は、次に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一 三 (略)

四 利益若しくは剰余金の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が一・二以上又は一・八以下であること。

第四条の二 (略)

(公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券)

第四条の三 令第三十一条に規定する大蔵省令で定める有価証券は、法第

(重要事実となる売上高の予想値等)

第四条 法百六十六条第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準は、次に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一 三 (略)

第四条の二 (略)

二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券（端株券を含む。）
新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券
（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有す
るものを含むものとし、前条に掲げるものを除く。）に係る権利を表示
するものとする。

（新株引受権証書等の換算）

第四条の四 令第三十一条に規定する大蔵省令で定めるところにより株式
に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一～四（略）

五 前条に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものについては
、株式の数とし、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は
新株引受権付社債券に係る権利を表示するものについては、内国法人
の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

（規制対象となる社債券の売買等）

第五条 法第百六十六条第六項第六号に規定する大蔵省令で定める場合は
、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十
八条第七号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条第五号若しくは第
六号に掲げる事実に係るものを知って売買等をする場合とする。

（重要事実に係る規制の適用除外）

第六条 法第百六十六条第六項第八号に規定する上場会社等の第一項に規

（新株引受権証書等の換算）

第四条の三 令第三十一条に規定する大蔵省令で定めるところにより株式
に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一～四（略）

（規制対象となる社債券の売買等）

第五条 法第百六十六条第五項第六号に規定する大蔵省令で定める場合は
、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号若しくは令第二十
八条第七号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条第五号若しくは第
六号に掲げる事実に係るものを知って売買等をする場合とする。

（重要事実に係る規制の適用除外）

第六条 法第百六十六条第五項第八号に規定する上場会社等の第一項に規

定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 業務等に関する重要事実を知る前に上場会社等との間で当該上場会社等の発行する特定有価証券等に係る売買等に関する書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該売買等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該売買等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において売買等を行う場合

二 (略)

三 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合(当該上場会社等が商法第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

四 (略)

五 第三号に掲げる場合を除くほか、上場会社等の関係会社の従業員が

定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等の売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等の売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 業務等に関する重要事実を知る前に上場会社等との間で当該上場会社等の発行する特定有価証券等の売買等に関する書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該売買等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該売買等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において売買等を行う場合

二 (略)

三 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合(当該上場会社等が商法第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

四 (略)

五 第三号に掲げる場合を除くほか、上場会社等の関係会社の従業員が

当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを証券会社に委託等をして行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

六（略）

七 法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。）の買付けが証券会社に委託等をして行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

八 業務等に関する重要事実を知る前に法第二十七条の三第二項の規定に基づく公開買付開始公告を行った法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等を行う場合

九 業務等に関する重要事実を知る前に法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定に基づく関東財務局長への届出をした法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等を行う場合

十（略）

2（略）

（株券等に係る買付け等に準ずるもの）

第七条 令第三十三条の三第四号に規定する大蔵省令で定めるものは、次

当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

六（略）

七 法第六十六条の五の規定による金融監督庁長官の承認を受けた方法により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。）の買付けが証券会社に委託して行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

八 業務等に関する重要事実を知る前に法第二十七条の三第二項の規定に基づく公開買付開始公告を行った法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等を行う場合

九 業務等に関する重要事実を知る前に法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定に基づく関東財務局長への届出をした法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等を行う場合

十（略）

2（略）

の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 株券等（特定株券等の売買に係るオプション）当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定株券等の売買において売主としての地位を取得するものに限り、（）を表示する令第三十三条の二第一号に掲げる関連株券等（以下「売方関連株券等」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。（）に係る有価証券指数等先物取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの

二 株券等の売買に係る有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該オプションを行使した者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限り、（）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において売主としての地位を取得するものに限り、（）の付与

三 株券等に係る有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。この号において同じ。）に係る有価証券オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券指数等先物取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので証券取引所の定めるものに限り、（）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券指数等先物取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこ

れに準ずるもので証券取引所の定めるものに限る。()の付与

四 株券等に係る外国市場証券先物取引 前三号に掲げる取引について、当該各号に定めるものと類似のもの

五 株券等に係る有価証券指数等先渡取引 店頭現実数値が店頭約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもの

六 株券等に係る有価証券店頭指数等先渡取引に係る有価証券店頭オプション取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等先渡取引において現実店頭数値が約定店頭数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等先渡取引において現実店頭数値が約定店頭数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与

七 株券等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引に係る有価証券店頭オプション取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等スワップ取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭

頭指数等スワップ取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限り、()の付与

八 株券等に係る法第二条第十九項第二号に規定する有価証券オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限り、()の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限り、()の付与

九 株券等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引 株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するもの

2 | 前項の規定は、売方関連株券等について準用する。この場合において、前項各号中、「株券等」とあるのは、「売方関連株券等」と、「受領する」とあるのは、「支払う」と、「支払う」とあるのは、「受領する」と、「買主」とあるのは、「売主」と、「売主」とあるのは、「買主」と読み替えるものとする。

(株券等に係る売付け等に準ずるもの)

第七条の二 令第三十三条の四第四号に規定する大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 株券等に係る有価証券指数等先物取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの

二 株券等の売買に係る有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)の付与

三 株券等に係る有価証券指数等先物取引(これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。この号において同じ。)に係る有価証券オプション取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券指数等先物取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので証券取引所の定めるものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券指数等先物取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので証券取引所の定めるものに限る。)の付与

四 株券等に係る外国市場証券先物取引 前三号に掲げる取引について

、当該各号に定めるものと類似のもの

五 株券等に係る有価証券指数等先渡取引 店頭現実数値が店頭約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの

六 株券等に係る有価証券店頭指数等先渡取引に係る有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等先渡取引において現実店頭数値が約定店頭数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等先渡取引において現実店頭数値が約定店頭数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の付与

七 株券等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引に係る有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等スワップ取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等スワップ取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは株券

等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限り、（）の付与

八 株券等に係る法第二条第十九項第二号に規定する有価証券オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）の付与

九 株券等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引 株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するもの

2 | 前項の規定は、売方関連株券等について準用する。この場合において、前項各号中、「株券等」とあるのは「売方関連株券等」と、「受領する」とあるのは「支払う」と、「支払う」とあるのは「受領する」と、「買主」とあるのは「売主」と、「売主」とあるのは「買主」と読み替えるものとする。

第七條の三 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第八条 法第六十七條第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る上場等株券等(法第六十七條第一項に規定する上場等株券等)をいう。以下同じ。
- () 又は上場株券等(法第二十四條の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下同じ。)の発行者である会社との間で当該会社の発行する株券等(法第六十七條第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。)()に係る買付け等又は売付け等に関し書面による契約をした者が、当該契約の履行として、当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において買付け等又は売付け等を行う場合

二 (略)

三 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社

第七條 (略)

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第八条 法第六十七條第六項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る上場株券等若しくは上場等株券の発行者である会社の発行する株券等の買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る上場株券等若しくは上場等株券の発行者である会社の発行する株券等の買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る上場株券等(法第六十七條第一項に規定する上場株券等)をいう。以下同じ。()又は上場等株券(法第二十四條の六第一項に規定する上場等株券をいう。以下同じ。)の発行者である会社との間で当該会社の発行する株券等(法第六十七條第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。)()の買付け等又は売付け等に関し書面による契約をした者が、当該契約の履行として、当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において買付け等又は売付け等を行う場合

二 (略)

三 公開買付け等に係る上場株券等又は上場等株券の発行者である会社

の役員又は従業員（当該会社が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。）が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合（当該会社が商法第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等を行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該会社の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該会社の株券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該会社の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

五 第三号に掲げる場合を除くほか、公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付けを証券会社に委託等を行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各従業員の一当たり

の役員又は従業員（当該会社が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。）が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合（当該会社が商法第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等を行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場等株券等の発行者である会社の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該会社の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該会社の株券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該会社の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

五 第三号に掲げる場合を除くほか、公開買付け等に係る上場等株券等又は上場等株券等の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付けを証券会社に委託等を行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各従業員の一当たりの拠出

の拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

六 第四号に掲げる場合を除くほか、公開買付け等に係る上場株券等又は上場株券等の発行者である会社の関係会社の従業員が信託業を営む者と信託財産を当該会社の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該従業員が信託業を営む者に当該会社の株券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該従業員を委託者とする信託財産と当該関係会社の他の従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

七 法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約により公開買付け等に係る上場株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券の買付けが証券会社に委託等をして行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

八 公開買付け等事実を知る前に法第二十七条の三第二項の規定に基づく公開買付け開始公告を行った法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等を行う場合

九 公開買付け等事実を知る前に法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定に基づく関東財務局長への届出をした法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等を行う場合

金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

六 第四号に掲げる場合を除くほか、公開買付け等に係る上場株券等又は上場株券等の発行者である会社の関係会社の従業員が信託業を営む者と信託財産を当該会社の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該従業員が信託業を営む者に当該会社の株券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該従業員を委託者とする信託財産と当該関係会社の他の従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

七 法第六十六条の五の規定による金融監督庁長官の承認を受けた方法により公開買付け等に係る上場株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券の買付けが証券会社に委託して行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

八 公開買付け等事実を知る前に法第二十七条の三第二項の規定に基づく公開買付け開始公告を行った法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等を行う場合

九 公開買付け等事実を知る前に法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定に基づく関東財務局長への届出をした法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等を行う場合

十 公開買付け等事実を知る前に発行会社の同意を得た上場等株券等の
売出しに係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開され
た上場等株券等の売出しに係る計画に基づき上場等株券等の売出し（
証券会社が売出しの取扱いを行うものに限る。）を行う場合

2 前項第五号及び第六号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当
する会社（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等を除く。）をい
う。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会
社が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の二十五以上
の割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社

二 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会
社に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売
上高の総額の百分の五十以上の場合における当該他の会社

三 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会
社からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入
高の総額の百分の五十以上の場合における当該他の会社

十 公開買付け等事実を知る前に発行会社の同意を得た上場株券等の売
出しに係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された
上場株券等の売出しに係る計画に基づき上場株券等の売出し（証券会
社が売出しの取扱いを行うものに限る。）を行う場合

2 前項第五号及び第六号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当
する会社（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等を除く。）をい
う。

一 公開買付け等に係る上場株券等又は上場等株券等の発行者である会社
が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の二十五以上の
割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社

二 公開買付け等に係る上場株券等又は上場等株券等の発行者である会社
に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上
高の総額の百分の五十以上の場合における当該他の会社

三 公開買付け等に係る上場株券等又は上場等株券等の発行者である会社
からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高
の総額の百分の五十以上の場合における当該他の会社